

収 入
印 紙

委 託 契 約 書

1 委託業務名	令和8年度 本庁舎特定建築物環境衛生管理及び定期清掃委託業務
2 委託番号	***
3 委託場所	香美市役所 本庁舎（香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号）
4 委託期間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
5 委託金額	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
6 契約保証金	免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

代表者 香美市長 依光晃一郎 印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、別冊の仕様書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、高知地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 発注者及び受注者は、この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）については、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した部分を

第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(施設管理担当者)

- 第6条 発注者は、この業務の遂行について施設管理担当者を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。施設管理担当者を変更したときも、同様とする。
- 2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて施設管理担当者に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 3 発注者は、2名以上の施設管理担当者を置き前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの施設管理担当者の有する権限の内容を、施設管理担当者にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく施設管理担当者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、施設管理担当者を経由して行うものとする。この場合においては、施設管理担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第7条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要がある場合は、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(履行報告)

第 9 条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務内容等の変更等)

第 10 条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

第 11 条 受注者は、その責に帰することのできない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときには、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 12 条 受注者は、業務を完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了報告書と仕様書に定められた関係書類を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いのうえ、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について修正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該修正を行い、発注者に修正完了の報告をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、発注者受注者協議して定める。

(業務委託料の支払)

第 13 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、発注者に対して、書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(一般的損害)

第 14 条 業務の処理に関し発生した損害のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 業務の遂行につき第三者に及ぼした損害(第 3 項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務の遂行につき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(仕様書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務の遂行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前 3 項の場合その他業務の遂行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約不適合)

第 16 条 発注者は、成果物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて成果物の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第 12 条第 2 項の規定による検査に合格をしたことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定による成果物の修補又は損害賠償の請求は、第 12 条第 2 項の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 4 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、成果物の不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 17 条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権等)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰する事由により、期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第 21 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が香美市暴力団排除条例（平成 22 年香美市条例第 51 号）第 2 条に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながらその者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ 受注者が、第 24 条各項の規定による報告等の義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合においては、業務の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

3 第 1 項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第 19 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責は負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条

に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 48 条第 1 項第 1 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第 2 項の規定は、前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 20 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 18 条第 1 項、前条第 1 項又は第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者受注者協議して定める。

（受注者の解除権等）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 10 条の規定により業務を一時中止した場合において、業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
 - (2) 第 10 条の規定により業務内容を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (3) 第 10 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（委託期間の 10 分の 5 が 6 月を越えるときは、6 月）を越えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた部分の業務が完了した後 3 月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
 - (4) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合は、受注者に対してその損害を

賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者受注者協議して定める。

(賠償の予約)

第 22 条 受注者は、第 19 条第 1 項各号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後においても適用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合であって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第 19 条第 1 項第 5 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害金の前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前 2 項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第 23 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。ただし、計算した延滞金の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

(暴力団員等からの不当介入に係る報告等の義務)

第 24 条 受注者は、この契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下この条において「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに施設管理担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに施設管理担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、施設管理担当者及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。